

裁 決 書

埼玉県北本市〇〇〇
審査請求人 〇〇〇
〇 〇 〇 〇

処 分 庁 北本市長 三 宮 幸 雄

審査請求人が令和6年2月9日付で提起した「行政文書の一部公開決定（令和5年11月20日北市環収第2354号）」（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

審査請求人は、令和6年2月9日付で、審査庁に対し、本件処分に係る審査請求書を提出した。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分は処分庁の条例解釈の誤りによる違法かつ不当な処分であると主張し、本件処分の取消し及び「測定対象者の氏名又は名称」及び「測定対象者の住所又は所在地」の記述部分（以下「本件非公開部分」という。）の公開を求めている。

北本市情報公開・個人情報保護審査会の答申の概要

北本市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、令和6年5月1日に北本市長三宮幸雄から諮問を受け、審査請求人による口頭意見陳述及び処分庁による口頭説明の機会を設け、3回の審議を経て、同年10月16日に北本市長三宮幸雄に対し、答申をした。

答申の概要は次のとおりである。

- 1 審査請求人が公開を求めた文書（以下「本件文書」という。）からは、騒音基準の超過という事実だけでなく、本件事業者が行政指導を受けた事実も明らかになるものである。
- 2 北本市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2項第2号本文「競争上の地位その他正当な利益」の中には、当該法人等の信用上の不利益も含むものと解されるところ、騒音基準の超過及びこれに対して行政指導を受けたという事実の公開が、本件事業者の信用評価に何ら不利益を及ぼすおそれがないとまでは直ちに断定し難い。
- 3 他方で、条例第7条第2項第2号は、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が「著しく」損なわれる場合に限り、行政文書の非公開を認めるものである。「著しく」という文言が用いられている以上、条例の同号の要件は、行政文書の原則公開・例外非公開の趣旨を貫徹するために、厳格に解されるべきである。
- 4 本件非公開部分を公開したとしても、本件事業者の信用上の不利益が著しく損なわれるという具体的な蓋然性は認定できず、「競争上の地位その他正当な利益を著しく損なう」（条例第7条第2項第2号本文）とは認められないため、本件非公開部分は非公開事由に該当せず、条例第5条に基づいて公開すべきである。

処分庁の対応

処分庁は、審査会の答申の内容を踏まえ、再度検討を行ったところ、本件非公開部分については、条例第7条第2項第2号には該当しないと判断し、原処分の全部を取り消す（令和6年10月25日北市環発第2252号）とともに、改めて、その全てを公開する決定（令和6年10月25日北市環発第2354号）をした。

理 由

- 1 行政不服審査法に基づく処分についての審査請求は、行政庁の処分の存在を前提として、当該処分が違法又は不当であるために侵害された国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とするものである。
したがって、処分の法的効果が消滅し、処分の取消しによって回復すべき法的利益が存在しなくなったときは、当該処分の取消しを求める不服申立ての利益は消滅しているため、その処分の取消しを求める審査請求は却下すべきと解される。
- 2 本件審査請求についてみるに、審査請求人は、本件処分の取消しを申し立てていたものであるが、上記2のとおり、処分庁が審査請求人の主張を認め、本件処分を取り消したことにより、審査請求人の不服申立ての利益は消滅し

た。

- 3 以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年10月31日

審査庁 北本市長 三 宮 幸 雄

教 示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北本市を被告として提起することができます。

この訴訟において、北本市を代表する者は、北本市長です。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。